



鳥取県高校生等奨学給付金

返済不要！

7月申請（年額給付・2回目）について

※新入生に対する一部早期給付を受けた方は「2回目」の申請となります。

対象世帯

《次の要件すべてに該当する世帯です》

- ① 令和4年7月1日時点で令和4年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯又は生活保護の生業扶助受給世帯
- ② 親権者、未成年後見人等の保護者が鳥取県内に在住
- ③ 就学支援金支給対象である学校（高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程、高等学校専攻科等）に在学する高校生等がいる世帯

※特別支援学校高等部生徒及び児童入所施設入所生徒は除きます。

提出書類

期限までに世帯区分に応じた書類を提出してください。

※申請者は、原則高校生等の保護者です。

生活保護（生業扶助）受給世帯	(1) 鳥取県高校生等奨学給付金受給申請書（様式第1-1号） (2) 生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校就学費）受給証明書 ※令和4年7月1日時点の生業扶助の受給状況が確認できる場合は、生活保護受給証明書でも可。
道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税である世帯	(1) 鳥取県高校生等奨学給付金受給申請書（様式第1-1号） (2) 保護者の令和4年度（令和3年の所得にかかるもの）の課税証明書など、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税であることを証する書類（課税証明書等） ※父母がいる世帯は、父母2名分、ひとり親家庭の場合は親権者1名のものがが必要です。 ※税の申告を行っていない方（無職、控除対象配偶者等）で、税額の証明が出ない方は、市町村窓口で申告を行った後の課税証明書等を提出してください。 ※複数の高校生等について申請する場合、課税証明書等は1人目の申請書に原本を添付し、2人目以降の申請書にコピーを添付してもかまいません。 (3) 対象となる高校生等及び当該世帯に扶養されている15歳（中学生を除く）以上23歳未満の兄弟姉妹全員の健康保険証の写し（ <u>被保険者等記号・番号等にマスキングを施したもの</u> ） ※透けないテープや付箋等で隠してコピーしてください。

※県外市町村が発行する課税証明書等を提出される場合は、令和4年7月1日時点で保護者が鳥取県居住であることがわかる住民票の写しが必要です。

支給額	年額給付：裏面の表のとおり 2回目：年額の3/4（7～3月分相当額）
提出期限・提出先	各学校の定める日までに在学している学校へ提出してください。 ※高校生が複数いる世帯の場合は、人数分の申請が可能です。なお、県外の高等学校等に在籍する兄弟姉妹の分は、県育英奨学室へお尋ねください。
問合せ先	鳥取県教育委員会事務局人権教育課 育英奨学室 電 話：0857-26-7541 メー ル：jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp

高校生等奨学給付金 対象確認シート

高校生等は平成26年4月1日以降に高等学校等就学支援金対象校に入学しましたか？（注1）

YES

NO

該当しません

保護者等（注2）の居住地は鳥取県ですか？

YES

NO

居住地の都道府県にお問合せください

今年の7月1日現在、学校に在籍していますか？

YES

NO

該当しません

今年の7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給していますか？

NO

YES

保護者全員の「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額」が非課税ですか？

YES

NO

該当しません

高校生等奨学給付金の対象となりますので、申請書や必要書類について提出してください。

●給付額について（年額）

	全日制・定時制		通信制		専攻科	
	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立
生活保護受給世帯	32,300円	52,600円	32,300円	52,600円		
非課税世帯（第1子）	114,100円	134,600円	50,500円	52,100円	50,500円	52,100円
非課税世帯（第2子）	143,700円	152,000円				

「給付額について」の見方

第1子、第2子等の考え方

① 高校生が専攻科以外に在籍し、生活保護（生業扶助）を受給する世帯
→ 生活保護受給世帯の給付額

② 高校生が通信制高校に在籍し、所得割非課税の世帯
→ 通信制の給付額

③ 高校生が専攻科に在籍し、所得割非課税の世帯
→ 専攻科の給付額

④ 高校生が全日制・定時制に在籍し、所得割非課税の世帯の場合
→ 非課税世帯の第1子又は第2子の給付額

高校生等（年齢は問わない）

15歳以上（中学生は除く）23歳未満

●子ども1人の世帯

【全日制等】
（第1子）

【全日制等】
（第1子）

扶養されていない

●多子世帯（※扶養されている15歳以上（中学生を除く）23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯）

▼高校生等が2人いる世帯の場合

【全日制等】
（第1子）
兄/姉

【全日制等】
（第2子以降）
弟/妹

【通信制】/
【専攻科】

【全日制等】
（第2子以降）

（注）兄弟姉妹に通信制又は専攻科の高校生等がいる場合には、通信制/専攻科以外の高校生等は給付額を増額した「第2子以降」の単価となる

▼高校生等以外の子どもがいる世帯の場合

【全日制等】
（第2子以降）

【全日制等】
（第2子以降）

【全日制等】
（第2子以降）

扶養されている
（学生、アルバイト、無職 など）

（注1） 特別支援学校の高等部は対象外です。また、条件によっては給付対象とならない場合があります。

（注2） 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）となります。

記入例

(在学者用申請書)

日付

申請日 令和 4 年 7 月 20 日

鳥取県知事 様

以下の申請要件に該当していますか？

- ①高等学校等に在学している者の保護者等であること
＜保護者等とは＞
高校生等の親権を行う者（児童相談所長、児童福祉施設長を除く）又は未成年後見人（法人又は財産の権限のみを行使する者を除く）。
親権者、未成年後見人がいない場合は、主たる生計維持者、高校生等本人の順とします。
- ②保護者等が鳥取県内に住所を有すること
- ③保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税又は生活保護の生業扶助受給者であること
- ④高校生等が児童入所施設等（母子生活支援施設を除く）に入所、又は里親に養育されていないこと
- ⑤過去に高等学校等を卒業又は修了した者でないこと

1 【申請者（保護者等）】申請者は原則、高校生等の保護者等で、保護者等がいない場合は本人とします。

1 申請者住所	〒680-9999	ふりがな	とっとり はるお
	鳥取市〇〇町1-1 △△マンションA号	申請者氏名	鳥取 春男
		電話番号	0857-11-1111
高校生等との関係	☒ 親権者 ☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ 主たる生計維持者(未成年時の親権者) ☐ 主たる生計維持者(本人) ☐ その他()		
申請区分に係る誓約	5 【世帯員の状況】 在学中に生徒が成人を迎えた場合、親権者(両親)を「主たる生計維持者」とします。 申請者氏名： 鳥取 春男 (↓必ずどちらかに) ☐ 令和4年7月 ☒ 令和4年7月 かつ、生活保護法による生業扶助を受けていません。		

- 申請区分に係る誓約は、申請者が署名しましたか？
- 生活保護（生業扶助）の受給または道府県民税所得割及び市町村民税所得割額非課税の区分に応じて✓を記入しましたか？

2 【対象となる高校生等】

ふりがな	とっとり たろう	生年月日	平成 18 年 4 月 10 日生	
生徒氏名	鳥取 太郎			
現在の学校	学校名 鳥取県立鳥取高等学校	全日・定時制：第 1 学年 通信制：年度入学		
過去に在籍した高等学校等	(1) 学校名	過去に在籍した高等学校等がある場合、内容を記入しましたか？		
	(2) 学校名			

- 通帳に記載されている支店名と支店コードを記入しましたか？
- 申請者（1で記入した方）と同じ名義人名の普通口座が記入されていますか？
- ゆうちょ口座の場合は、他の金融機関からの振込に使用する店名（漢数字3桁）、店番（数字3桁）、口座番号（7桁）を記入しましたか？

3 【振込口座】給付金の振込先

金融機関名	ゆうちょ 銀行・金庫・組合									
支店名	五二八			支店・出張所 本所・支所		支店コード		5	2	8
口座種別	普通	口座番号 (右詰め7桁)		1	2	3	4	5	6	7
口座名義(カタカナ)	ト	ツ	ト	リ	ハ	ル	オ			

※ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの振込用の店名（漢数字）、店番（数字）及び口座番号（7桁）を記入してください。

4 【申請区分】該当する申請区分は、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯（2又は3）の場合、高校生等本人の「第1子」、「第2子以降」の申請区分を確認しましたか？

番号	1	生活保護（生業扶助）受給世帯	国公立	32,300円		・基準日時点において生業扶助を受給していることを証する書類
			私立	52,600円		
2	(全日制課程) (定時制課程)	番号1、3、4及び5に該当しない世帯 第1子の世帯	国公立	114,100円		・対象となる高校生等の健康保険証の写し ・保護者等の課税証明書等
			私立	134,600円		
3	道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯	15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる第2子以降の対象となる高校生等がいる世帯で、番号1に該当しない世帯	国公立	143,700円	○	・対象となる高校生等及び15歳（中学生を除く。）以上23歳未満全員の健康保険証の写し ・保護者等の課税証明書等
			私立	152,000円		
4	(通信制課程) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯	第2子以降の世帯	国公立	50,500円		・対象となる高校生等の健康保険証の写し ・保護者等の課税証明書等
			私立	52,100円		
5	(高等学校等専攻科) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯		国公立	50,500円		・対象となる高校生等の健康保険証の写し ・保護者等の課税証明書等
			私立	52,100円		

※通信制の高等学校等及び高等学校等専攻科に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等は番号4の区分で、高等学校等専攻科に通う生徒は番号5の区分で申請し、通信制及び高等学校等専攻科以外の高校生等は、番号3の区分で申請してください。

※新入生の前倒給付の場合の4～6月分相当額は上記給付金額の1/4を給付します。7～3月分相当額については2回目の申請状況で判定した上記給付金額から4～6月分相当額を差し引いた額を給付します。

5 【世帯員の状況】※本人とは、申請の対象となる高校生等のことです。
基準日の時点で申請者（保護者）が扶養している者には、「扶養の有無」欄に○印を記入してください。
兄弟姉妹の中で、今年度の給付金申請予定の者がいる場合は、有に✓を記入してください。

扶養の有無	続柄	氏名	生年月日	職業・学校名・学年	給付金の申請の有無 (高校生等のみ記入)
○	本人※	鳥取 太郎			有
	父	鳥取 春男	SO.O.O		
	母	鳥取 夏子	SO.O.O		
○	兄	鳥取 秋生	HO.O.O	大学 2年	□有 □無
○	姉	鳥取 冬子	HO.O.O	倉吉高校 3年	☑有 □無

■ 高校生等本人と保護者等は必ず全員記入し、高校生等本人の健康保険証の写しが添付されていますか？（生活保護受給者を除く）

6 【添付資料の確認】次の
☑ 保護者等の課税証明書
□ 保護者等の課税証明書
☑ 健康保険証の写し
□ 申請者の氏名と振込
■ 高校生等本人に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合は全員を記入し、高校生等本人と兄弟姉妹全員の健康保険証の写しが添付されていますか？
↳ 大学進学などで別居の兄姉であっても、同一生計であれば記入・添付してください。
(上記以外の祖父母、中学生以下の弟妹、その他の同居者等は記入不要です)

申請日

令和

年

月

日

鳥取県知事 様

令和 4 年度鳥取県高校生等奨学給付金受給申請書

私は、鳥取県高校生等奨学給付金の受給を申請するにあたり、次のことに同意します

ア 生活保護の生業扶助の受給状況について、居住している市町村を管轄する福祉事務所等へ事実確認すること。

イ 申請の対象となる高校生等が在籍する高等学校等での教育活動に必要な経費に未納があり、学校長が必要と認めるときは、その受給を学校長が代理して行い、未納額に充てること。

ウ 申請内容や添付資料等を偽り、又は鳥取県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請を重ねて行う等の不正請求により受給した場合は、鳥取県の求めに応じ全額を即時返還することとなることを承知していること。

1 【申請者（保護者等）】申請者は原則、高校生等の保護者等で、保護者等がない場合は本人とします。

申請者住所	〒	ふりがな	
		申請者氏名	
		電話番号	
高校生等との関係	☐ 親権者 ☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ 主たる生計維持者(未成年時の親権者) ☐ 主たる生計維持者(親権者・未成年後見人がいない場合) ☐ 本人 ☐ その他()		
申請区分に係る誓約	5 【世帯員の状況】に記入した丸印のある者については、私が扶養しています。 また、私の世帯は次の✓した区分に該当することを誓約します。 申請者氏名： _____ (↓必ずどちらかに✓を記入してください。) ☐ 令和4年7月1日（基準日）現在、生活保護法による生業扶助を受給しています。 ☐ 令和4年7月1日（基準日）現在、道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税であり、かつ、生活保護法による生業扶助を受けていません。		

2 【対象となる高校生等】

ふりがな			生年月日	平成 年 月 日生
生徒氏名				
現在の学校	学校名			全日・定時制：第 学年 通信制： 年度入学
過去に在籍した高等学校等	(1)	学校名	期間	年 月 日～ 年 月 日
	(2)	学校名	期間	年 月 日～ 年 月 日

3 【振込口座】給付金の振込先は、原則、申請者の普通預金口座とします。

金融機関名	銀行・金庫・組合											
支店名	支店・出張所 本所・支所				支店コード (店番)							
預金種別	普通	口座番号 (右詰め7桁)										
口座名義(カタカナ)												

※ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの振込用の店名（漢数字）、店番（数字）及び口座番号（7桁）を記入してください。

4 【申請区分】該当する申請区分（太枠部分）に○をしてください。

番号	世帯区分		給付金額	申請区分	添付書類
1	生活保護（生業扶助）受給世帯	国公立	32,300 円		・ 基準日時点において生業扶助を受給していることを証する書類
		私 立	52,600 円		
2	(全日制課程) (定時制課程) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯	番号1、3、4及び5に該当しない世帯	国公立	114,100 円	・ 対象となる高校生等の健康保険証の写し ・ 保護者等の課税証明書等
		私 立	134,600 円		
3	道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯	15 歳（中学生を除く。）以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる第2子以降の対象となる高校生等がいる世帯で、番号1に該当しない世帯	国公立	143,700 円	・ 対象となる高校生等及び 15 歳（中学生を除く。）以上 23 歳未満全員の健康保険証の写し ・ 保護者等の課税証明書等
		私 立	152,000 円		
4	(通信制課程) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯	国公立	50,500 円		・ 対象となる高校生等の健康保険証の写し ・ 保護者等の課税証明書等
		私 立	52,100 円		
5	(高等学校等専攻科) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯	国公立	50,500 円		・ 対象となる高校生等の健康保険証の写し ・ 保護者等の課税証明書等
		私 立	52,100 円		

※通信制の高等学校等及び高等学校等専攻科に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等は番号4の区分で、高等学校等専攻科に通う生徒は番号5の区分で申請し、通信制及び高等学校等専攻科以外の高校生等は、番号3の区分で申請してください。

※新入生の前倒給付の場合の4～6月分相当額は上記給付金額の1/4を給付します。7～3月分相当額については2回目の申請状況で判定した上記給付金額から4～6月分相当額を差し引いた額を給付します。

5 【世帯員の状況】※本人とは、申請の対象となる高校生等のことです。

基準日の時点で申請者（保護者）が扶養している者には、「扶養の有無」欄に○印を記入してください。

兄弟姉妹の中で、今年度の給付金申請予定の者がいる場合は、有に✓を記入してください。

	扶養の有無	続柄	氏 名	生年月日	職業・学校名・学年	給付金の申請の有無 (高校生等のみ記入)
対 象 の 高 校 生 等	○	本人※				有
保 護 者 等						
15 歳以上 23 歳未満の 兄 弟 姉 妹 (<u>中学生を除く。</u>)						☐ 有 ☐ 無
						☐ 有 ☐ 無
						☐ 有 ☐ 無
						☐ 有 ☐ 無

6 【添付資料の確認】次の書類を添付したか確認し、✓を記入してください。

- ☐ 保護者等の課税証明書等
- ☐ 保護者等の課税証明書等が県外市町村の発行するものである場合は、基準日以後の住民票の写し
- ☐ 健康保険証の写し（【世帯員の状況】欄に記載した本人及び兄弟姉妹全員分）※生活保護世帯を除く
- ☐ 申請者の氏名と振込口座の名義が異なる場合は、申請者と口座名義人が署名した委任状

<任意様式>

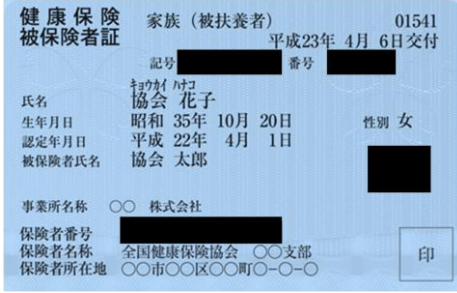
健康保険証の写し 貼付台紙

【世帯員の状況】欄に記載した**本人及び兄弟姉妹全員分（中学生以下は不要です）**の健康保険証の写しを貼り付けてください。 ※生活保護受給世帯を除く。

なお、健康保険証の被保険者又は世帯主が、保護者ではない場合があります（祖父母、離婚し親権のない父等）。その場合は、生徒本人との続柄を（ ）に記載してください。

<貼付不要なもの>以下のものは貼付しないでください。

- ！ 保護者の健康保険証の写し
- ！ 健康保険証の裏面の写し
- ！ 中学生以下の弟妹の健康保険証の写し
- ！ 自分で社会保険に加入している兄弟姉妹の健康保険証の写し
- ！ 特別医療費受給資格者証（小児、特定疾病、ひとり親家庭）の写し

続 柄	貼 付 欄
本人 （対象の 高校生等） ※必須	健康保険証の被保険者等番号・記号等が見えないようコピーしてください。 （マスキングなど）  ()
該当の続柄 に○↓ 兄 ・ 弟 ・ 姉 ・ 妹	<保護者等が扶養している15歳（中学生を除く）以上23歳未満> 健康保険証の被保険者等番号・記号等が見えないようコピーしてください。 （マスキングなど）  ()
該当の続柄 に○↓ 兄 ・ 弟 ・ 姉 ・ 妹	<保護者等が扶養している15歳（中学生を除く）以上23歳未満> 健康保険証の被保険者等番号・記号等が見えないようコピーしてください。 （マスキングなど）  ()

※貼付欄が不足する場合及び大きさが合わない場合は裏面に貼り付けてください。

＜参考様式＞

※ 従来の「生活保護受給証明書」により、「生業扶助の措置状況」が確認できる場合は、代用を「可」とする。

生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による
生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書

令和 年 月 日

[福祉事務所] 住 所:

代表者名：

印

次の世帯が、令和4年7月1日（基準日）現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による「生業扶助（高等学校等就学費）」の受給中であることを証明する。

世帯主氏名	住所		
世帯員氏名			
氏 名	続柄	生年月日	保護開始日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
証明書の使用目的 高校生等奨学給付金の受給手続きのため			
備考			